

# 抽選参加サービス取扱規定

## 第1条 規定の趣旨

この規定は、お客様が大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）のオンライントレードを利用して行う、新規公開株式＜不動産投資信託等を含みます。＞および既公開株式の公募・売出株式＜不動産投資信託等を含みます。＞（以下、特に記載がない限り、あわせて「新規公開株式等」といいます。）を購入することができる権利の抽選への参加および抽選結果に基づく新規公開株式等の購入にかかるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決め（以下「本規定」といいます。）です。

## 第2条 本サービスの利用

1. （新規公開株式）お客様は、次の各号の全てに該当する場合に、新規公開株式にかかる本サービスをご利用になれます。
  - (1) お客様が「オンライントレード」契約をなされている場合
  - (2) お客様の住所、電話番号、生年月日、勤務先など当社へのお届出事項が正しく登録されている場合
  - (3) 当社が別途定める基準によりお客様の新規公開株式の取得を制限していない場合
  - (4) お客様が本サービスを利用するのに必要な、通信機器その他のシステム機器および通信回線その他の通信手段を利用することが可能であり、報告書電子交付を一括してお申込済み場合
  - (5) お客様が日本国内に居住されている個人の方である場合
2. （既公開株式の公募・売出株式）お客様は、次の各号の全てに該当する場合に、既公開株式の公募・売出株式にかかる本サービスをご利用になれます。
  - (1) お客様が当社との間にお取引コースに関する契約において「ダイワ・ダイレクト」をご指定されていて、かつ「オンライントレード」契約をなされている場合、もしくは登録金融機関の金融商品仲介により口座開設されている場合
  - (2) お客様の住所、電話番号、生年月日、勤務先など当社へのお届出事項が正しく登録されている場合
  - (3) 当社が別途定める基準によりお客様の既公開株式の取得を制限していない場合
  - (4) お客様が本サービスを利用するのに必要な、通信機器その他のシステム機器および通信回線その他の通信手段を利用することが可能である場合
  - (5) お客様が日本国内に居住されている個人の方である場合

## 第3条 法令などの遵守

1. 本サービスのご利用にあたって、お客様および当社は、法令、日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則、オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定、総合取引約款をはじめとするお客様がお申込みをされている当社所定の各種規定および約款を遵守するものとします。
2. お客様が前項に反した場合、当社は、お客様に連絡することなく、本サービスのご利用を制限もしくはお断りすること、または本サービスのご利用結果（当選・補欠当選を含みます）を全て取消することができるものとします。

## 第4条 自己責任の原則

お客様は、本規定、オンライントレードによるお客様への説明、新規公開株式等の目論見書などの内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスをご利用するものとします。

## 第5条 確認事項

1. お客様が本サービスを利用して抽選および購入のお申込みを行える時間（以下、「取扱時間」といいます。）につきましては、当社が別途定めることとします。お客様はオンライントレードのご利用により、ご自身で取扱時間をご確認ください。
2. 本サービスにおけるお客様の抽選申込み状況、抽選結果、購入もしくは補欠購入の申込み状況、または購入もしくは補欠購入にかかる購入代金の充当結果などの確認時間（以下、「確認時間」といいます。）は、当社が別途定めることとします。お客様はオンライントレードのご利用により、ご自身でご確認ください。
3. お客様は、確認時間において、購入代金に充当可能な金額など必要な事項を、オンライントレードのご利用により確認するものとします。

## 第6条 取扱銘柄・数量・価格

お客様が本サービスを利用して抽選に参加し、購入することができる新規公開株式等およびその数量（以下「申込数量」といいます。）は、当社が定めるものとします。また、当該新規公開株式等の購入価格についてはその募集または売出しの価格（以下「募集・売出価格」といいます。）とします。

## 第7条 抽選参加の申込み

1. お客様が本サービスを利用して新規公開株式等の抽選参加の申込みおよび抽選参加の申込みの撤回ができる期間は、新規公開株式等ごとに当社が定めるものとします。
2. お客様は、次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、抽選参加をお申込みになることができるものとします。
  - (1) お客様が第2条の利用要件を全て満たしている場合
  - (2) お客様のお取引口座における、お客様が抽選参加をお申込みになる時点での現金、ダイワMR Fおよび大和ネクスト銀行円普通預金の合計から当社の別途定める金額を加減した金額が、購入概算代金以上であることを当社が確認できる場合

## 第8条 抽選参加回数の範囲

1. お客様が本サービスを利用して抽選に参加申込みできる回数は、同一の新規公開株式等につき1回に限るものとします。
2. 複数のお取引口座を利用して本サービスの抽選参加を申込みされた場合、当社は、お客様の当該新規公開株式等にかかる全ての抽選参加のお申込みおよびその結果を、お客様に連絡することなく全て取消することができるものとします。

## 第9条 抽選方法

1. 当社は、当該新規公開株式等に関する募集または売出しの条件決定日において速やかに抽選参加者を対象に抽選を行なうことにより、当選者および当選者が当社が定める申込期間（第11条第1項で定義します。）終了時まで購入に至らなかった場合の補欠当選者（以下「補欠当選者」といいます。）を決定いたします。抽選は当社の別途定める条件に応じて、厳正かつ公平に機械的な方法により行います。
  - (1) 新規公開株式の抽選においては、当社販売数量のうち一定数量について、本サービスを利用して当該銘柄にお申込みのあった全てのお客様を対象に実施します。実施後、当選しなかったお客様を対象に、抽選参加の申込日当日の当社のプレミアムサービスのステージ、または過去の取引実績等に基づ

き累積した抽選参加の申込日前営業日の交換ポイントの残高により当選確率が変動する抽選を行います。

(2) 既公開株式の公募・売出株式につきましては、本サービスを利用して当該銘柄にお申込みのあった全てのお客様を対象に抽選を実施します。

2. 当社は、次に掲げる事項の全てに該当するお客様を対象に、抽選を行うものとします。

(1) お客様が第2条の利用要件を全て満たしている場合

(2) お客様のお取引口座における、当社が抽選を行う時点での現金、ダイワMR Fおよび大和ネクスト銀行円普通預金の合計から当社の別途定める金額を加減した金額が、購入概算代金以上であることを当社が確認できる場合

#### 第10条 抽選結果などの確認

1. お客様は、抽選後、確認時間内にオンライントレードのご利用により、ご自身で抽選結果の確認をするものといたします。別途定める場合を除き、当社からお客様へ抽選結果をご連絡することはございません。

2. お客様が、前項に規定する抽選結果の確認を怠ったことにより、お客様が新規公開株式等の購入に至らなかった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条 購入の申込み

1. 当選者は、新規公開株式等ごとに当社が定める期間（以下「申込期間」といいます。）において、本サービスを利用して新規公開株式等の購入の申込みができるものとします。

2. 当選者は、次の各号の全てに該当する場合、当該新規公開株式等の購入の申込みがあったものとします。

(1) 当選者が、当社が定める方法により目論見書を手に入れたうえ、これをお読みになっており、当社がそのことを確認できること。当社が確認させていただいたにも関わらず、当選者が虚偽の回答を行った場合、当社は責任を負わないものとします。

(2) 当選者が、オンライントレードを利用して、当社が定める申込期間内に購入申込みの意思表示を行い、当社にて当選者の購入申込みの意思を確認できること。

(3) 当選者が当該新規公開株式等の購入申込みを行なった時点において、当選者のお取引口座における現金、ダイワMR Fおよび大和ネクスト銀行円普通預金の合計から当社の別途定める金額を加減した金額が、当該新規公開株式等の募集・売出価格に申込数量を乗じた金額（以下「購入代金」といいます。）以上であり、当社がそれを確認できること。

3. 当選者と当社との間における新規公開株式等の購入にかかる契約は、当選者のお取引口座における現金、ダイワMR Fおよび大和ネクスト銀行円普通預金が当該新規公開株式等の購入代金として別途定める方法により充当された時点で成立するものとします。

4. 法令などによる制約または購入代金充当时における購入代金の不足その他理由の如何を問わず購入代金の充当ができなかった場合、当選者による購入の申込みはその効力を失うものとさせていただきますので、当選者が新規公開株式等のご購入を希望される場合には、当選者は申込期間内に再度購入の申込みを行う必要があります。なお、当社から当選者に対して、当社が別途定める場合を除き積極的に購入代金の充当結果をご連絡することはございませんので、当選者は、確認時間内に、オンライントレードのご利用により、ご自身で購入代金の充当結果をご確認下さい。

5. 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は当選者が当選にかかる権利を放棄したものとみなします。なお、当社は、当選者にその旨をご連絡しません。

- (1) 理由の如何を問わず、申込期間内に当選者による購入の申込みがない場合
  - (2) 申込期間内に、法令などによる制約または購入代金充当時における購入代金の不足その他理由の如何を問わず、当選者のお取引口座における現金、ダイワMR Fおよび大和ネクスト銀行円普通預金を、別途定める方法により購入代金として充当することができない場合
6. 前項により新規公開株式等を購入できなかったことによる一切の損害につき、当社は責任を負わないものとします。

#### 第12条 補欠購入の申込み

1. 補欠当選者は、申込期間において、本サービスを利用して新規公開株式等の補欠購入のお申込みができるものとします。
2. 第10条及び前条第2項は補欠購入の申込みの場合にも準用します。
3. 申込期間終了時における当選者の総購入株数が当社の定める本サービスに配分される株数（以下「本サービス配分株数」といいます。）を下回った場合に、購入申込みをされた補欠当選者の中から、本サービス配分株数と当選者の総購入株数の差に相当するまで、厳正かつ公平に機械的な抽選により、繰上当選者を決定します。繰上当選者のお取引口座における現金、ダイワMR Fおよび大和ネクスト銀行円普通預金が別途定める方法により当該新規公開株式等の購入代金として充当された場合、当該新規公開株式等の購入にかかる契約が成立するものとします。
4. 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は補欠当選者が補欠当選にかかる権利を放棄したものとみなします。なお、当社は、補欠当選者にその旨をご連絡しません。
  - (1) 理由の如何を問わず、申込期間内に補欠購入の申込みがない場合
  - (2) 法令などによる制約または購入代金充当時における購入代金の不足その他理由の如何を問わず申込期間最終日に当社が購入代金を充当しようとした時点で、補欠当選者のお取引口座における現金、ダイワMR Fおよび大和ネクスト銀行円普通預金を、別途定める方法により購入代金として充当することができない場合
5. 前項により新規公開株式等を購入できなかったことによる一切の損害につき、当社は責任を負わないものとします。

#### 第13条 購入申込みなどの撤回

お客様が購入または補欠購入の申込みを行った後は、お客様は、購入または補欠購入の申込みを撤回することはできないものとします。

#### 第14条 権利の譲渡など

お客様は、当選または補欠当選にかかる権利を譲渡することはできないものとします。

#### 第15条 サービス内容などの変更

当社は、お客様に予めご連絡することなく、本サービスの内容などを変更または追加することおよび本サービスの提供の一部または全部を中止することができるものとします。

#### 第16条 免責事項

- (1) 当該新規公開株式等にかかる募集・売上の延期または中止、申込期間などの条件の変更などやむをえない事由により、当社は本サービスの提供を中止もしくは中断またはサービス内容の変更をするこ

とがあります。この場合、その為にお客様または第三者に生じた一切の損害につき当社は責任を負わないものとします。

- (2) 本サービスの提供に関し、当社の故意または過失による場合を除き、お客様または第三者に生じた一切の損害につき当社は責任を負わないものとします。
- (3) お客様の過失などにより生じた一切の損害につき当社は責任を負いません。またかかる場合において当社に生じた費用などはお客様が負担するものとします。
- (4) 本サービスを利用するためにインターネットを利用する場合において、当社の故意または過失による場合を除き、インターネットに接続することによりお客様または第三者に生じた一切の損害につき当社は責任を負わないものとします。

#### 第 17 条 準拠法・合意管轄

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関しお客様と当社との間で生ずる全ての訴訟について、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。ただし、お客様および当社が東京簡易裁判所に調停の申立てをすることを妨げるものではありません。

#### 第 18 条 規定の変更

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が必要と認めた場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、またはその他相当の方法により周知します。

#### 附則

- 1. この取扱規定は、2020 年 4 月 1 日以降に抽選参加の申込みを開始する銘柄より適用されます。
- 2. 当社が別に定めるまでの間、既公開株式の公募・売出株式について第 9 条 2 (2) は適用しないこととします。

以 上